

信州大学繊維学部先進植物工場研究教育センター
次世代アグリテクノ産業化コミュニティ要項

(目的)

第1条 この要項は、信州大学繊維学部先進植物工場研究教育センター次世代アグリテクノ産業化コミュニティ（以下「アグリティ」という。）に関し必要な事項を定める。

(会員)

第2条 会員とは、信州大学繊維学部先進植物工場研究教育センター（以下「S U - P L A F」という。）と有機的に連携を行いながら、植物工場の技術開発に関する情報の収集・提供・交換、人材の育成、技術交流等を行うことに関心を持ち、植物工場に関する課題解決、植物工場の普及・拡大に賛同する法人・個人・団体のうち、入会手続きを完了したものをいう。

(組織)

第3条 本会は、信州大学繊維学部の教職員および会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(会長等)

第4条 本会に会長を置き、センター長をもって充てる。

2 会長は、必要に応じて専門分科会または研究会（以下「部会」）を置き、各部会の代表者はセンター長が任命できるものとする。

3 会長に事故があるときは、副センター長が、その職務を代行する。

(入会)

第5条 入会にあたっては、本要項を承諾の上、別紙入会申込書により入会を申し込み、S U - P L A Fセンター長の承認を得るものとする。

(会員期間)

第6条 会員期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。

(会員情報の変更)

第7条 会員は、アグリティへの届け出事項に変更が生じた場合は速やかにS U - P L A Fに変更内容を届け出るものとする。

(会員の特典)

第8条 会員には以下の特典がある。

- 1 会員向けホームページの閲覧
- 2 交流会への参加
- 3 会員からの要望に応じ、企画・運営する専門研修・セミナー・展示会等への参加
- 4 S U - P L A F施設を利用した企業間共同研究・開発への参加（別途契約が必要）
- 5 S U - P L A F施設を利用した信州大学との共同研究への参加（別途契約が必要）

(会員資格の譲渡禁止)

第9条 会員資格は、第三者に譲渡することができないものとする。

(会員資格の取消)

第10条 会員は、以下の事由に該当する場合は、会員資格を取り消されるものとする。

- 1 退会届を提出した場合
- 2 入会時に虚偽の申告をした場合
- 3 S U - P L A F またはアグリティの信用をまたは名誉を傷つけた場合
- 4 法人・団体は、その法人・団体が消滅した場合

(事務)

第11条 アグリティの事務は、S U - P L A F において処理するものとする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、アグリティの運営に関し必要な事項はS U - P L A F センター長が別に定める。

附 則 (平成26年 5月27日運営委員会決定)

この要項は、平成26年5月28日から施行する。